

## 令和4年11月秋田市議会定例会追加提出予定案件

件名	説明																																
<p align="center"><b>「 条 例 案 」 4 件</b></p> <p>1 秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 一般職の職員の給料月額および勤勉手当の支給割合を改定するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 全給料表を改定し、給料月額を引き上げる。</p> <p>2 勤勉手当の支給割合を次のように改める。</p> <p>(1) 令和4年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>6 月期</th> <th>12月期</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td> <td>1.175月 (1.175月)</td> <td>1.175月 (1.175月)</td> <td>2.35月 (2.35月)</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.925月 (0.925月)</td> <td>1.025月 (0.925月)</td> <td>1.95月 (1.85月)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2.10 月 (2.10 月)</td> <td>2.20 月 (2.10 月)</td> <td>4.30月 (4.20月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 ( ) は現行。なお、再任用職員についても引上げを実施</p> <p>(2) 令和5年度以後</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>6 月期</th> <th>12月期</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td> <td>1.175月 (1.175月)</td> <td>1.175月 (1.175月)</td> <td>2.35月 (2.35月)</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.975月 (0.925月)</td> <td>0.975月 (1.025月)</td> <td>1.95月 (1.95月)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2.15 月 (2.10 月)</td> <td>2.15 月 (2.20 月)</td> <td>4.30月 (4.30月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 ( ) は(1)の改正後。なお、定年前再任用短時間勤務職員等についても改定を実施</p> <p>○施行期日等 公布の日から。ただし、2の(2)は令和5年4月1日から。 1は令和4年4月1日から、2の(1)は同年12月1日から適用する。 その他給与改定に伴う所要の調整等を行う。</p>	区 分	6 月期	12月期	合 計	期末手当	1.175月 (1.175月)	1.175月 (1.175月)	2.35月 (2.35月)	勤勉手当	0.925月 (0.925月)	1.025月 (0.925月)	1.95月 (1.85月)	合 計	2.10 月 (2.10 月)	2.20 月 (2.10 月)	4.30月 (4.20月)	区 分	6 月期	12月期	合 計	期末手当	1.175月 (1.175月)	1.175月 (1.175月)	2.35月 (2.35月)	勤勉手当	0.975月 (0.925月)	0.975月 (1.025月)	1.95月 (1.95月)	合 計	2.15 月 (2.10 月)	2.15 月 (2.20 月)	4.30月 (4.30月)
区 分	6 月期	12月期	合 計																														
期末手当	1.175月 (1.175月)	1.175月 (1.175月)	2.35月 (2.35月)																														
勤勉手当	0.925月 (0.925月)	1.025月 (0.925月)	1.95月 (1.85月)																														
合 計	2.10 月 (2.10 月)	2.20 月 (2.10 月)	4.30月 (4.20月)																														
区 分	6 月期	12月期	合 計																														
期末手当	1.175月 (1.175月)	1.175月 (1.175月)	2.35月 (2.35月)																														
勤勉手当	0.975月 (0.925月)	0.975月 (1.025月)	1.95月 (1.95月)																														
合 計	2.15 月 (2.10 月)	2.15 月 (2.20 月)	4.30月 (4.30月)																														

2 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件

○改正理由  
特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするもの

○改正要旨

期末手当の支給割合を次のように改める。

(1) 令和4年度

区 分	6月期	12月期	合 計
期末手当	1.55月 (1.55月)	1.60月 (1.55月)	3.15月 (3.10月)

注 ( ) は現行

(2) 令和5年度以後

区 分	6月期	12月期	合 計
期末手当	1.575月 (1.55月)	1.575月 (1.60月)	3.15月 (3.15月)

注 ( ) は(1)の改正後

○施行期日等

公布の日から。ただし、(2)は令和5年4月1日から。

(1)は、令和4年12月1日から適用する。

その他期末手当改定に伴う所要の調整を行う。

3 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件

○改正理由  
教育長の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするもの

○改正要旨

期末手当の支給割合を次のように改める。

(1) 令和4年度

区 分	6月期	12月期	合 計
期末手当	1.55月 (1.55月)	1.60月 (1.55月)	3.15月 (3.10月)

注 ( ) は現行

(2) 令和5年度以後

区 分	6月期	12月期	合 計
期末手当	1.575月 (1.55月)	1.575月 (1.60月)	3.15月 (3.15月)

注 ( ) は(1)の改正後

○施行期日等

公布の日から。ただし、(2)は令和5年4月1日から。

(1)は、令和4年12月1日から適用する。

その他期末手当改定に伴う所要の調整を行う。

4 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件

○改正理由

市議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするもの

○改正要旨

期末手当の支給割合を次のように改める。

(1) 令和4年度

区 分	6月期	12月期	合 計
期末手当	1.525月 (1.525月)	1.60月 (1.55月)	3.125月 (3.075月)

注 ( ) は現行

(2) 令和5年度以後

区 分	6月期	12月期	合 計
期末手当	1.55月 (1.525月)	1.575月 (1.60月)	3.125月 (3.125月)

注 ( ) は(1)の改正後

○施行期日等

公布の日から。ただし、(2)は令和5年4月1日から。

(1)は、令和4年12月1日から適用する。

その他期末手当改定に伴う所要の調整を行う。